

お客様各位

2009年11月2日  
株式会社滋賀富士通ソフトウェア

### 新型インフルエンザ対策に関して

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「新型インフルエンザ」に関しましては、当社は富士通グループの企業として、以下の基本方針に沿って、対策・対応を実施していく計画を策定しております。

#### **富士通グループ新型インフルエンザ対策 基本方針**

「生命の安全確保」、「感染拡大の封じ込め」、「事業継続」の3つを基本的な考え方として、以下の方針を掲げ、その後の個別施策の立案と実施を進めていく。

#### **【富士通グループ新型インフルエンザ対策 基本方針】**

富士通グループは、以下の考えを基に、新型インフルエンザへの対策を計画・実施し、感染の予防と感染拡大の防止に努めるとともに、感染流行期にも重要な事業を継続維持し、社会的責任を遂行する

- ・社員とその家族、そして地域社会を含む人々の生命の安全を最優先とする
- ・感染発生期には、監督官庁や行政と連携の上、諸施策を実施し、二次感染の極小化に努める
- ・感染発生期以降も、各事業の事業継続計画に則り、社会機能維持事業の維持に努め、並びに、お客様の事業継続に貢献する

■なお、「二次感染の極小化」に努めるべく、富士通グループの施策として、以下の対応を実施しております。

(2009年11月1日現在)

〔発生患者および濃厚接触者の取扱い〕

#### 1.発生患者の取扱い

『発症翌日を起算日とした7日間』、または、『症状消失日の翌々日まで』のいずれか長い期間を療養期間とし、以後出勤可とする。

#### 2.濃厚接触者の取扱い

特に「自宅待機」は行わないが、次の対象期間(※)中、以下の施策を行う。

- (1)毎朝(出勤前)検温を実施し、所属長へ報告する。
- (2)インフルエンザ様症状「発熱、のどの痛み、咳等の症状」の出現時の備えとして、常時マスクを携帯する。

(※)対象期間

例)同居家族が感染の場合:感染者が抗ウイルス薬の処方を開始した翌日を起算日として、7日間。

二次感染防止のための措置であり、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザの感染拡大状況により、上記取扱いは変更していく可能性がありますので、合わせてご承知の程お願い申し上げます。

以上